

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則

平成十四年七月三十一日規則第七十二号

改正：平成一五年一月二一日規則第一三三号

平成一七年 三月 七日規則第 二五号

平成一八年 三月三一日規則第 六一号

平成二一年 三月三一日規則第 三四号

平成二三年 三月二九日規則第 二六号

平成二五年 二月 五日規則第 八号

平成二九年 三月 七日規則第 六号

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 産業廃棄物の適正な処理

第一節 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講ずべき措置（第二条―第十一条）

第二節 削除

第三節 小規模産業廃棄物処理施設（第十五条―第三十四条）

第四節 不法投棄等の防止（第三十五条―第三十七条）

第三章 雑則（第三十八条・第三十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 産業廃棄物の適正な処理

第一節 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講ずべき措置

（廃棄物処理票の作成を要する事業者）

第二条 産業廃棄物を排出する事業者（県外の事業場において産業廃棄物を排出する事業者を含むものとする。）が、当該事業者の事業活動を行う事業場以外の県内の場所（産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所を含むものとする。）に当該産業廃棄物を自ら搬入する場合にあっては、条例第八条の規定により廃棄物処理票を作成しなければならない。

（廃棄物処理票の作成）

第三条 条例第八条の規定による廃棄物処理票の作成は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 当該産業廃棄物の種類ごとに作成すること。
- 二 当該産業廃棄物の運搬先が二以上である場合にあっては、運搬先ごとに作成すること。
- 三 当該産業廃棄物の運搬の用に供する車両が二以上である場合にあっては、車両ごとに作成すること。

（廃棄物処理票の記載事項）

第四条 条例第八条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 廃棄物処理票に係る産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）の氏名又は名称及び住所
- 二 排出事業者が中間処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十二条第五項に規定する中間処理業者のうち、法第十四条第六項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者及び法第十四条の四第六項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者をいう。）である場合にあっては、廃棄物処理票に係る産業廃棄物を排出する事業場（以下「排出事業場」という。）に係る許可をした行政庁の名称及び許可番号
- 三 排出事業者が建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けて建設業を営む者をいう。第十五条第四項第二号において同じ。）である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- 四 排出事業者が解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律

第百四号。以下「建設リサイクル法」という。)第二十一条第一項の規定による登録を受けて解体工事業を営む者をいう。第十五条第四項第三号において同じ。)である場合にあっては、排出事業場に係る登録をした行政庁の名称及び登録番号

五 排出事業場が建設工事現場(建設業法第二条第一項に規定する建設工事が行われている場所をいう。)である場合にあっては、当該建設工事現場に係る建設工事の注文者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

六 排出事業場が建設リサイクル法第十条第一項の規定による届出が必要な事業場である場合にあっては、当該届出をした行政庁の名称

七 産業廃棄物の荷姿

八 産業廃棄物の運搬の用に供する車両の登録番号

九 産業廃棄物の運搬の業務に従事する者の氏名

十 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合における当該積替え又は保管を行う場所が条例第十二条第一項第三号の規定による許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る許可番号

十一 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う場所に法第十五条第一項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設又は条例第十二条第一項第一号若しくは第二号の規定による許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設がある場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設に係る許可番号

2 廃棄物処理票の様式は、別記第一号様式によるものとする。

一部改正〔平成一五年規則一三三号・二三年二六号〕

(排出事業場の管理者の記載事項)

第五条 条例第九条第一項の規則で定める事項は、条例第八条に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項とする。

一 排出事業場の管理者の氏名(当該管理者の自署に限る。)

二 廃棄物処理票に係る産業廃棄物の次の処理過程への運搬の業務に従事する者に交付した年月日及び時刻

(運搬の業務に従事する者の廃棄物処理票による処理)

第六条 条例第九条第三項の規定により廃棄物処理票に係る産業廃棄物の運搬の業務に従事する者が当該産業廃棄物の運搬を終了した場合において当該廃棄物処理票に係る産業廃棄物の次の処理過程に係る処分を業者に委託する場合にあっては、当該廃棄物処理票に次条に規定する事項を記載して、運搬を終了した日から十日以内に当該廃棄物処理票に係る排出事業場の管理者に回付しなければならない。当該廃棄物処理票に係る産業廃棄物の次の処理過程への運搬先が県外であって、当該運搬先に運搬するときも、同様とする。

2 前項の規定により廃棄物処理票の回付を受けた排出事業場の管理者は、回付を受けた日から三年間、これを当該排出事業場(当該排出事業場において保存することが困難である場合にあっては、当該排出事業者の最寄りの事務所)に保存しなければならない。

(運搬の業務に従事した者の記載事項)

第七条 条例第九条第三項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 運搬の業務に従事した者の氏名(当該運搬の業務に従事した者の自署に限る。)

二 運搬を終了した年月日及び時刻

(積替え又は保管の業務に従事する者の廃棄物処理票による処理)

第八条 条例第九条第四項の規定により廃棄物処理票に係る産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者が当該産業廃棄物の積替え又は保管を終了した場合において当該廃棄物処理票に係るすべての産業廃棄物の次の処理過程に係る運搬を業者に委託する場合にあっては、当該産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者は、当該廃棄物処理票に次条に規定する事項を記載して、積替え又は保管を終了した日から十日以内に当該廃棄物処理票に係る排出事業場の管理者に回付しなければならない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により廃棄物処理票の回付を受けた排出事業場の管理者について準用する。

(積替え又は保管の業務に従事した者の記載事項)

第九条 条例第九条第四項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 積替え又は保管の業務に従事した者の氏名（当該積替え又は保管の業務に従事した者の自署に限る。）
- 二 積替え又は保管を終了した年月日及び時刻
- 三 積替え又は保管を行う場所において産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合にあつては、拾集量
- 四 廃棄物処理票に係る産業廃棄物の積替え又は保管後の次の処理過程に係る運搬を業者に委託する場合にあつては、当該委託した産業廃棄物の量
- 五 積替え又は保管後の産業廃棄物の荷姿
- 六 積替え又は保管後の産業廃棄物の運搬の用に供する車両の登録番号
- 七 積替え又は保管後の産業廃棄物の運搬の業務に従事する者の氏名（産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う施設の管理者の記載事項）

第十条 条例第九条第五項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う施設の管理者の氏名（当該管理者の自署に限る。）
- 二 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を終了した年月日及び時刻（搬入搬出時間の制限をしない場合）

第十一条 条例第十条第一項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 震災、風水害、火災その他の災害の予防（当該災害の発生の蓋（がい）然性が高い場合等緊急である場合に限る。）、応急対策又は復旧のために必要な産業廃棄物の処理を行う場合
- 二 道路、鉄道、電気、ガス、上下水道その他公共施設に関する工事により排出した産業廃棄物を午後十時から翌日の午前六時までの時間帯に処理しないことにより、生活環境の保全上重大な支障を生じる場合

第二節 削除

第十二条 削除

第十三条 削除

第十四条 削除

一部改正〔平成二九年規則六号〕

第三節 小規模産業廃棄物処理施設

（小規模産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第十五条 条例第十三条に規定する申請書は、小規模産業廃棄物処理施設設置許可申請書（別記第五号様式）とする。

2 前項の申請書に条例第十三条第六号の小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 小規模産業廃棄物処理施設の位置
- 二 小規模産業廃棄物処理施設の処理方式
- 三 小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備（条例第十二条第一項第三号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあつては、産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備を含む。）
- 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
- 五 条例第十二条第一項第一号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあつては、火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積
- 六 その他小規模産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項

3 第一項の申請書に条例第十三条第七号の小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 条例第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあつては、産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量
- 二 条例第十二条第一項第三号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあつては、当該小規模産業廃棄物処理施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量
- 三 その他小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

- 4 条例第十三条第八号の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 申請者の行っている事業の業種
 - 二 申請者が建設業者である場合にあつては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
 - 三 申請者が解体工事業業者である場合にあつては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号
 - 四 条例第十二条第一項第一号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあつては、焼却灰等の処分方法
 - 五 当該小規模産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
 - 六 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 5 第一項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 当該小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - 二 当該小規模産業廃棄物処理施設の処理工程図
 - 三 当該小規模産業廃棄物処理施設の付近の見取図
 - 四 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 五 申請者が個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の場合にあつては、住民票の写し
 - 六 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 一部改正〔平成一七年規則二五号・二五年八号〕

（小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準）

第十六条 条例第十四条第一項の規定による小規模産業廃棄物処理施設のすべてに共通する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 小規模産業廃棄物処理施設のある事業場の周囲には、みだりに人が当該事業場に立ち入ることを防止するための囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）を設け、かつ、当該囲いには当該事業場の産業廃棄物の搬入路から当該事業場の内部を容易に見通すことができる部分を設けること。
- 二 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、小規模産業廃棄物処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- 五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- 六 小規模産業廃棄物処理施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

第十七条 条例第十四条第一項の規定による小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条各号に掲げるもののほか、この条の定めるところによる。

- 2 条例第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備が、当該小規模産業廃棄物処理施設の処理能力に応じ、十分な容量を有し、かつ、条例第十六条の規定による維持管理に支障がないものであることとする。
- 3 条例第十二条第一項第一号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 外気と遮断された状態で、定量ずつ産業廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却施設の場合を除く。）。
 - 二 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。
 - イ 燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。
 - ロ 外気と遮断されたものであること。
 - ハ 燃焼ガスの温度を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
 - ニ 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。

- 三 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - 四 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。
 - 五 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。
 - 六 灰出し設備は、ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。
 - 七 排ガス処理設備の出口における排ガスの測定のために、測定口及び必要な足場が設けられていること。
 - 八 その他知事が必要と認める設備が設けられていること。
- 4 条例第十二条第一項第二号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていることとする。
 - 5 条例第十二条第一項第三号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 産業廃棄物の積替え又は保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、汚水が地下に浸透しない構造とすること。
 - 二 産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備が設けられていること。
 - 三 積替保管場は、積替え又は保管を行う産業廃棄物の数量に応じ、十分な容量を有し、かつ、条例第十六条の規定による維持管理に支障がないものであること。

(小規模産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第十八条 条例第十四条第三項（条例第十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設使用前検査申請書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 三 許可の年月日及び許可番号
 - 四 しゅん工の年月日
 - 五 小規模産業廃棄物処理施設の使用開始予定年月日
- 2 前項の申請書には、しゅん工後の小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付するものとする。

(小規模産業廃棄物処理施設の許可証)

第十九条 知事は、条例第十二条第一項の規定により小規模産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は条例第十五条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、小規模産業廃棄物処理施設設置等許可証（別記第七号様式）を交付しなければならない。

- 2 前項に規定する許可証を紛失し、き損し、又は汚損したことにより許可証の再交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設許可証再交付申請書（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 三 小規模産業廃棄物処理施設の種類
 - 四 許可の年月日及び許可番号
 - 五 再交付申請の理由
- 3 第一項に規定する許可証のき損又は汚損により前項の申請書を提出する者は、当該申請書の提出とともに、当該許可証を知事に返納しなければならない。
- 4 第二項の規定により許可証の再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を知事に返納しなければならない。
- 5 第一項に規定する許可証の交付を受けた者が、次のいずれかに該当し、かつ、当該許可証の記載事項に変更が生じた場合にあっては、知事は許可証を書き換えて当該者に交付するものとする。

- 一 条例第十五条第三項の規定により条例第十三条第一号に掲げる事項の変更を届け出たとき。
 - 二 条例第二十条第一項の規定による許可を受けて許可施設設置者の地位を承継したとき。
 - 三 条例第二十一条第二項の規定により許可施設設置者の地位の承継を届け出たとき。
- 6 第一項に規定する許可証の交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該許可証を知事に返納しなければならない。
- 一 条例第十九条の規定により廃止を届け出たとき。
 - 二 条例第二十二条の規定により許可が取り消されたとき。
- (許可を要しない小規模産業廃棄物処理施設の軽微な変更)

第二十条 条例第十五条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 条例第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、条例第十三条の申請書に記載した処理能力（当該処理能力について条例第十五条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が十パーセント以上増大するに至るもの
- 二 条例第十二条第一項第三号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、条例第十三条の申請書に記載した供用面積の変更
- 三 第十五条第二項第二号に掲げる事項に係る変更
- 四 第十五条第二項第三号に掲げる事項に係る変更であって、次のイ及びロに掲げる小規模産業廃棄物処理施設の種別に応じ、それぞれ当該イ及びロに掲げる設備に係るもの
 - イ 条例第十二条第一項第一号に掲げる施設 燃烧室
 - ロ 条例第十二条第一項第二号に掲げる施設 破碎機
- 五 第十五条第二項第四号に掲げる事項に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。）
- 六 第十五条第三項第二号に掲げる事項に係る変更
 - 一部改正〔平成二三年規則二六号〕

(小規模産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第二十一条 条例第十五条第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設変更許可申請書（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 三 小規模産業廃棄物処理施設の種別
 - 四 許可の年月日及び許可番号
 - 五 変更の内容
 - 六 変更の理由
 - 七 変更のための工事の着工予定年月日及び変更後の使用開始予定年月日
- 2 第一項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 変更後の小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - 二 第十五条第三項各号に掲げる事項に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
 - 三 小規模産業廃棄物処理施設の処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図（届出を要する小規模産業廃棄物処理施設の変更）

第二十二条 条例第十五条第三項に規定する規則で定める事項は、第十五条第四項第四号から第六号までに掲げる事項とする。

(小規模産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第二十三条 条例第十五条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（別記第十号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 小規模産業廃棄物処理施設の種別

四 許可の年月日及び許可番号

五 変更の内容

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 条例第十三条第一号に掲げる事項に変更があった場合には、個人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

三 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類

一部改正〔平成一七年規則二五号・二五年八号〕

（小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）

第二十四条 条例第十六条の規定による小規模産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 受け入れる産業廃棄物の種類及び数量が当該小規模産業廃棄物処理施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。

二 小規模産業廃棄物処理施設の正常な機能を維持するため、定期的に小規模産業廃棄物処理施設の点検及び機能検査を行うこと。

三 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

四 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。

五 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

六 第十六条第一号に規定する小規模産業廃棄物処理施設に係る事業場の内部を容易に見通すことができる部分に産業廃棄物をたい積させる等により当該事業場の内部を容易に見通すことを妨げないようにすること。

七 小規模産業廃棄物処理施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

八 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。

第二十五条 条例第十六条の規定による小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条各号に掲げるもののほか、この条の定めるところによる。

2 条例第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 小規模産業廃棄物処理施設への産業廃棄物の投入は、当該小規模産業廃棄物処理施設の処理能力を超えないように行うこと。

二 産業廃棄物が小規模産業廃棄物処理施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに小規模産業廃棄物処理施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

三 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の数量は、第十五条第三項第一号の規定による小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に記載した当該受入設備及び貯留設備において保管することとした産業廃棄物の数量を超えないようにすること。

3 条例第十二条第一項第一号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 燃焼中に産業廃棄物を燃焼室に投入する場合は、外気と遮断された状態で行うこと。

二 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。

三 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。

四 運転を開始する場合にあつては、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。

- 五 運転を停止する場合にあっては、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。
 - 六 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - 七 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
 - 八 煙突から排出される排ガス中のばいじん及び塩化水素の濃度を毎年一回以上測定し、かつ、記録すること。
 - 九 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - 十 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出により生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - 十一 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。
 - 十二 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
 - 十三 その他知事が必要と認める措置を講ずること。
- 4 条例第十二条第一項第二号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずることとする。
- 5 条例第十二条第一項第三号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 産業廃棄物の積替え又は保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 二 産業廃棄物を種類ごとに保管すること（複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合を除く。）。
 - 三 積替保管場において積替え又は保管を行う産業廃棄物の数量は、第十五条第三項第二号の規定による小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に記載した当該積替保管場において積替え又は保管を行うこととした産業廃棄物の数量を超えないようにすること。
- （排出基準）

第二十六条 条例第十七条の規則で定める基準は、温度が零度であって圧力が一気圧の状態に換算した排ガス一立方メートルにつき、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ばいじん 〇・一五グラム
- 二 塩化水素 七〇〇ミリグラム

（記録の閲覧）

第二十七条 条例第十八条第一項に規定する記録の閲覧は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 記録は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める日までに備え置くこと。
 - イ 次条第一号イ、第二号並びに第三号に掲げる事項 翌月の末日
 - ロ 次条第一号ロに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
 - ハ 次条第一号ハに掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日
- 二 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
- 三 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

（記録する事項）

第二十八条 条例第十八条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 条例第十二条第一項第一号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設 次に掲げる事項
 - イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 第二十五条第三項第六号及び第八号の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果
 - ハ 第二十五条第三項第七号の規定によるばいじんの除去を行った年月日
- 二 条例第十二条第一項第二号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設 処分した産業廃棄物の各月ご

との種類及び数量

- 三 条例第十二条第一項第三号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設 次に掲げる事項
イ 積替え又は保管を行った産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
ロ 産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の各月ごとの拾集量
（標識）

第二十九条 条例第十八条第二項に規定する標識の様式は、小規模産業廃棄物処理施設に関する標識（別記第十一号様式）とする。

- 2 前項の標識は、縦九十センチメートル以上、横百二十センチメートル以上でなければならない。
（標識の記載事項）

第三十条 条例第十八条第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 許可施設設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 許可施設設置者の連絡先の電話番号
- 三 許可施設の設置の場所
- 四 許可の年月日及び許可番号
- 五 許可施設の管理者の氏名
- 六 条例第十二条第一項第三号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、その積替え又は保管の用に供する面積
- 七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備又は積替保管場において保管する産業廃棄物の種類及び数量
- 八 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備又は積替保管場において保管する産業廃棄物の高さの上限
（許可施設に係る廃止等の届出）

第三十一条 条例第十九条の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した許可施設廃止等届出書（別記第十二号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 許可施設の設置の場所
- 三 許可施設の種類
- 四 許可の年月日及び許可番号
- 五 許可施設の廃止若しくは休止又は再開の理由
- 六 許可施設の廃止若しくは休止又は再開の年月日
（許可施設の譲受け等の許可の申請）

第三十二条 条例第二十条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可施設譲受け等許可申請書（別記第十三号様式）を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 譲受け若しくは借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 許可施設の設置の場所
 - 四 許可施設の種類
 - 五 許可の年月日及び許可番号
 - 六 許可施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 2 前項第六号に規定する許可施設の位置、構造等に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 許可施設の位置
 - 二 許可施設の処理方式
 - 三 許可施設の構造及び設備（条例第十二条第一項第三号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備を含む。）
 - 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
 - 五 条例第十二条第一項第一号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積

- 六 その他許可施設の構造等に関する事項
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 当該許可施設の構造を明らかにする設計計算書
 - 二 当該許可施設の処理工程図
 - 三 当該許可施設の付近の見取図
 - 四 申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 五 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し
 - 六 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 一部改正〔平成一七年規則二五号〕
- (許可施設に係る相続等の届出)

第三十三条 条例第二十一条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる承継の原因に応じ、それぞれ当該各号に規定する事項を記載した許可施設相続等届出書（別記第十四号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 一 相続
 - イ 氏名及び住所並びに被相続人との続柄
 - ロ 被相続人の氏名及び死亡時の住所
 - ハ 許可施設の設置の場所
 - ニ 許可施設の種類
 - ホ 許可の年月日及び許可番号
 - ヘ 相続の開始の日
 - 二 合併又は分割
 - イ 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ロ 許可施設の設置の場所
 - ハ 許可施設の種類
 - ニ 許可の年月日及び許可番号
 - ホ 合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ヘ 合併又は分割の方法及び条件
 - ト 合併又は分割の理由
 - チ 合併又は分割の時期
- 2 前項の届出書には、届出者が個人の場合にあっては住民票の写し、法人の場合にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書を添付するほか、次の各号に掲げる承継の原因に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 相続 相続人であることを証する書類
 - 二 合併 合併契約書の写し
 - 三 分割 分割契約書の写し
- 一部改正〔平成一七年規則二五号〕

(許可施設設置者の帳簿記載事項等)

第三十四条 条例第二十三条第一項に規定する規則で定める許可施設設置者の帳簿の記載事項は、当該許可施設設置者が設置している許可施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

| | |
|-------|--|
| 運搬 | 1 運搬年月日 2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 3 積替え又は保管を行う場合にあっては、積替え又は保管を行う場所ごとの搬出量 |
| 運搬の委託 | 1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量 |
| 処分 | 1 処分年月日 |

| | |
|-------|-------------------------|
| | 2 処分方法ごとの処分量 |
| | 3 処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量 |
| 処分の委託 | 1 委託年月日 |
| | 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 |
| | 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量 |

- 2 前項の帳簿は、許可施設ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 3 条例第二十三条第二項に規定する帳簿について、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により作成を行わなければならない。
- 4 条例第二十三条第三項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
- 一 作成された電磁的記録を許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
 - 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を許可施設設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 5 前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

一部改正〔平成一八年規則六一号〕

第四節 不法投棄等の防止

（不法投棄行為者等の公表）

第三十五条 条例第二十四条に規定する公表は、千葉県報に登載することにより行うものとする。
（不法投棄行為者等の公表事項）

第三十六条 条例第二十四条の規則で定める事項は、次の各号に定める事項とする。

- 一 法第十九条の五第一項第二号から第五号までに規定する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法第十九条の六第一項に規定する排出事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 産業廃棄物の不適正な処分に供された車両の登録番号
- 四 産業廃棄物の不適正な処分が行われた場所の所在地

一部改正〔平成二三年規則二六号〕

（知事の確認）

第三十七条 条例第二十六条第二項の規定による知事の確認は、次の各号に掲げる事項を記載した土地利用計画書（別記第十五号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 一 当該土地の所在地
 - 二 当該土地に係る利用計画の内容
 - 三 当該土地に係る産業廃棄物の不適正な処分の再発の防止に関し講じた措置の内容
 - 四 当該土地を譲渡又は貸与する場合にあっては、譲渡又は貸与する相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 前項の計画書には、前項各号に掲げる事項を証する書類その他知事が必要と認める書類及び図面を添付することとする。

第三章 雑則

（身分を示す証明書）

第三十八条 条例第二十八条第二項に規定する証明書は、身分証明書（別記第十六号様式）とする。
（書類等の提出）

第三十九条 条例第十三条の規定による申請、条例第十四条第三項の規定による検査申請、条例第十五条第二項の規定による変更許可申請、条例第十五条第三項、条例第十九条及び条例第二十一条第二項の規定による届出、条例第二十条第一項の規定による譲受け等許可申請、第十九条第二項の規定による再交付申請並びに第三十七条第一項の規定により提出する書類及び図面の部数は、二部とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十四年十月一日から施行する。
(使用料及び手数料条例施行規則の一部改正)
- 2 使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第百二十五号の次に次のように加える。

百二十五号の二 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 産業廃棄物運搬車両標章交付手数料
- ロ 小規模産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
- ハ 小規模産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料
- ニ 小規模産業廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請手数料

附 則（平成十五年十一月二十一日規則第百三十三号）

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第六十一号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日規則第三十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十九日規則第二十六号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月五日規則第八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十九年三月七日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

(第四条第二項)

第二号様式 削除

第三号様式 削除

第四号様式 削除

一部改正〔平成29年規則6号〕

第五号様式

(第十五条第一項)

一部改正〔平成17年規則25号・21年34号・25年8号〕

第六号様式

(第十八条第一項)

一部改正〔平成23年規則26号〕

第七号様式

(第十九条第一項)

第八号様式

(第十九条第二項)

第九号様式

(第二十一条第一項)

第十号様式

(第二十三条第一項)

一部改正〔平成17年規則25号・25年8号〕

第十一号様式

(第二十九条第一項)

第十二号様式

(第三十一条)

第十三号様式

(第三十二条第一項)

一部改正〔平成17年規則25号〕

第十四号様式

(第三十三条第一項)

一部改正〔平成17年規則25号〕

第十五号様式

(第三十七条第一項)

第十六号様式

(第三十八条)